

1 学割証の制度

Q 1：学割証とは？

A：旅客鉄道株式会社（以下、J R）が指定した学校の学生・生徒が、J Rの営業キロが100キロメートルを超える区間を乗車する際に、運賃が割引になる制度です。

Q 2：学割証はどういう場合に学生・生徒に発行できますか？

A：学割証は学生・生徒の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度ですので、「学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領」（以下、取扱要領）に定めるとおり、以下の目的をもって旅行する必要があると認められる場合に限り、発行することができます。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

なお、通信教育学校用の学割証についても、有効期間内（Q 7 参照）であれば一般学校用の学割証と同様、(1)～(7)の使用目的において発行が可能です。

Q 3：学割証の使用目的の「(7) 保護者の旅行への随行」における「保護者」とは誰のことですか？

A：ここでの「保護者」とは、広く学生・生徒の父母等を指しています。この際、学生・生徒が未成年であるかどうかを問うものではありません。

Q 4：学割証はJ R以外の鉄道会社等も対象になりますか？

A：学割証はJ Rが自社の利用に関して発行しているものですので、J R以外の鉄道会社等では使用できません。（他の鉄道会社等の割引等についてはそれぞれの営業規則によりますので、乗車券購入の前に各鉄道会社等の窓口へご確認ください。）

Q 5：学割証はJ Rバス各社の高速バスも対象になりますか？

A：J Rバス各社の営業規則によりますので、乗車券購入の前に各社の窓口へご確認ください。

Q 6：学割証で通学定期券を購入することはできますか？

A：学割証は普通乗車券や通学用割引普通回数乗車券（放送大学の学生および通信教育を行う高等学校の生徒）を購入する際に利用するもので、通学定期乗車券の購入にはご利用いただけません。

Q 7：通信教育課程の学生・生徒は年間を通して学割証を使用できますか？

A：通信教育課程の場合には学割証の裏面「使用上の注意」の(11)にあるとおり、面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了日の5日後まで有効です。なお、割引普通回数乗車券を購入する場合の学割証は、発行日から1か月間有効となります。

2 学割証の発行

Q 8 : 学割証を学生・生徒に発行する際にあらかじめ代表者氏名や所在地等をゴム印で押していたが、代表者や所在地が変更になった場合は？

A : 発行者が記入する事項については、二重線で消し、発行者の職印を押して訂正することができます。
どうしても困難な場合は廃紙いただくことになりますが、拾得・悪用されないよう十分ご配慮のうえ、各学校の規程に基づき破棄してください。

Q 9 : 前任者より「1人10枚までの制限がある」と引き継ぎました。発行枚数の制限はありますか？

A : 「1人10枚まで」等の枚数制限はありません。

ただし、学割証の発行は「取扱要領」の使用目的の範囲(本Q&AのQ2参照)に限られますので、使用目的を確認したうえで適正に発行してください。また、自動発行機等による発行制限を設けている場合は、上限後の対応(窓口発行であれば対応可など)について学生・生徒への周知にご協力ください。

Q 10 : 入学前の学生・生徒に対して学割証を発行できますか？

A : 新たに入学する学生・生徒に対しては、本人が入学手続を完了し、学校の代表者が証明書を本人に発行した場合は入学式前であっても発行することが可能です(学年の始まる月の初日以前に学割証を発行する場合は、表面余白に学年の始期の赤書きが必要)。

※根拠規則：J R各社「学校及び救護施設指定取扱規則」第11条第3項

なお、学割証によって購入した割引普通乗車券を使用する際は、J Rが認める証明書(以下、学生証等)学生証等を携帯する必要があります。詳細については、最寄りの駅窓口へお問い合わせください。

Q 11 : 卒業する学生・生徒に対して学割証を発行できますか？

A : 卒業する学生・生徒に対しては、卒業式の日にかかわらず、学年の終期(学年の終わる月の末日)まで発行することが可能です(有効期限が学年の終期をこえるものについては、表面余白に学年の終期の赤書きが必要)。

※根拠規則：J R各社「学校及び救護施設指定取扱規則」第11条第4項

なお、学割証によって購入した割引普通乗車券を使用する際は、学生証等を携帯する必要があります。詳細については、最寄りの駅窓口へお問い合わせください。

Q 12 : 学割証の左上の「第 号」は何の番号ですか？

A : 当該番号は「学割証発行台帳」に記入する通し番号です。

学割証はJ R各社「学校及び救護施設指定取扱規則」に基づき、各学校で作成する「学割証発行台帳」により、交付の状況を適切に管理してください。

Q 13 : 学割証の「学校種別又は指定番号」は何を記入するのですか？

A : 一条校(学校教育法第一条に定められた学校)の一般課程におかれては、学校種別(「大学」「短期大学」等の設置者区分)をご記入ください。通信教育課程や、一条校に該当せず別途、J Rの指定を得た学校(専修学校等)におかれては、指定番号をご記入ください。

Q 14 : 学割証の「証明書番号」は何を記入するのですか？

A : 学生証等を確認し、学籍番号をご記入ください。

Q 15 : 学割証の下の特枠内は何を書くのですか？

A : J Rの記入欄ですので、何も書かないようにしてください。

Q16：研究生や聴講生にも発行できますか？

A：学割証によって購入した割引普通乗車券を利用できる学生・生徒とは、JRの指定学校の「通常の教育課程を行う部科」に在籍し、教育を受けている方です。そのため、科目等履修生や研究生等の非正規生については、発行できません。

Q17：外国人留学生にも発行できますか？

A：基本的には発行できません。ただし、外国人留学生が正規生として在籍し、他の在籍する学生と同様の学生証等を交付している場合などは発行対象となることがあります。具体的なケースにおける発行の可否については所管のJRへご確認ください。

Q18：休学中の学生にも発行できますか？

A：休学中の学生にも発行は可能です。学籍があり、学生証等の携帯ができ、学割証の使用目的が適正であると学校が確認のうえ発行してください。

3 学割証の管理

Q19：学割証の用紙には有効期限がありますか？残部は毎年廃棄するものですか？

A：発行前の学割証の用紙に有効期限はありません。年度を越えてご使用いただけますので、破棄しないようにご留意ください。ただし、2026年度納品分から学割証が新様式となります。当分の間は旧様式でも使用できることとなっていますが、2026年度中、遅くとも2027年度中に新様式を発行できるようご対応をお願いいたします。様式変更に伴う取扱いについては令和8年3月12日付「学校学生生徒旅客運賃割引証の様式変更に伴う取扱いについて（お願い等）」をご参照ください。

Q20：帰省等が例年より多く、7月頃の配付までに不足することが確実な場合はどうすればよろしいですか？

A：年度内に不足が生じないよう、「学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の使用に関する調書」の枚数を精査いただくのが原則ですが、想定外の事態等により本機構から配付された学割証様式の数量に不足が生じた場合は、所定様式により追加配付を本機構へ申請が可能です。

ただし、本機構の在庫にも上限がありますので、不足枚数を十分に精査のうえ、必要数を大幅に超えた申請とならないようご注意ください。

Q21：「学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の使用に関する調書」とは？

A：本機構では毎年秋ごろに当該年度の使用状況および翌年度の所要見込枚数を把握するため、大学・短期大学・高等専門学校および都道府県・市区町村（教育特区）を対象に調査・集計をしています。その際に使用する様式が本調書です。

Q22：今年度末で閉校予定です。必要な手続はありますか？

A：閉校届をご提出いただきます。本機構 学生支援企画課（gakuwari@jasso.go.jp）へご連絡ください。

Q23：往復乗車券および連続乗車券の発売終了による変更はありますか？

A：2026年3月13日をもって往復乗車券・連続乗車券の発売が終了したことに伴い、2026年3月14日以降は、1枚の学割証で2区間まで割引普通乗車券を購入できるようになりました。また、2026年度納品分より様式が変更されます。

Q24：1枚の学割証で2区間買おうとするときに1行程目と2行程目の目的が異なる場合、どちらの目的での利用として管理すればいいですか？

A：「学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の使用に関する調書」にて目的ごとの使用枚数を把握するため、1枚の用紙を複数の目的で使用する場合は、主となる目的を1つ選定し、その目的を当該学割証の目的として扱ってください。